

東海学園大学教育研究紀要に関する規程

平成28年7月27日 大学評議会

(目的)

第1条 東海学園大学（以下「本学」という。）の教育研究水準向上と、教育の質的充実を期するため、教育研究紀要（以下「紀要」という。）を発行する。

(名称)

第2条 紀要の名称は、「東海学園大学教育研究紀要」とする。

(紀要編集委員会)

第3条 紀要の編集は教育研究紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が行う。委員は学長が指名する。

(出版の基本方針)

第4条 紀要は毎年1巻発行する。この他に、委員会の企画により特集号を発行することがある。この場合、著者の所属条件を除く。

2 掲載された論文等の著作編集権、複製権、公衆送信権は本学に帰属する。

(細則)

第5条 紀要の編集のため投稿細則及び編集細則を別に定める。

(事務)

第6条 事務は、教務課（研究教育支援担当）が行う。

(改廃)

第7条 本規程、投稿細則及び編集細則の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年7月27日から施行する。

東海学園大学教育研究紀要投稿細則

平成28年7月27日 大学評議会

(目的)

第1条 東海学園大学教育研究紀要（以下「紀要」という。）に関する規程第5条により、紀要の投稿細則を定める。

(投稿資格)

第2条 紀要に投稿できる者は、本学専任教員とする。ただし、本学非常勤教員または卒業生、元教員で専任教員の推薦のある原稿については、教育研究紀要編集委員会（以下「委員会」という。）の判断により掲載のための審査を行い、掲載することができる。

2 共著原稿の場合、本学専任教員が筆頭著者であれば共著者の所属に条件を設けない。

3 第1項、第2項 以外の場合でも委員会で認めた場合はこの限りではない。

(掲載基準)

第3条 掲載希望の原稿は、全て未刊行のものであること（ただし、口頭発表、プリントの場合はこの限りではない）とし、掲載の可否は委員会の審査によって決定する。

(二重投稿の禁止)

第4条 他の機関誌等に投稿する、あるいはすでに投稿した論文と著しく重複する論文を投稿してはならない。

(論文等の形態と分量)

第5条 紀要に掲載される論文等は、教育研究論文（40字×50行の書式設定で10頁以内）、教育研究ノート（40字×50行の書式設定で8頁以内）、教育実践報告（40字×50行の書式設定で15頁以内）、書評（40字×50行の書式設定で1頁以内）とする。ただし、執筆者の申し出または委員会の企画により、これ以外の内容および分量の記事を掲載することがある。

(受付時期)

第6条 投稿原稿の受付は、発刊時期との関係で締切を設ける。

原稿締切日 11月30日

(投稿原稿の書式)

第7条 原稿はA4紙に横書きワープロ打ち11ポイント、1行40文字、1頁35行とし、ハードコピー2部と電子ファイル（CD、USB メモリ、フロッピーディスク等）を提出する。ただし、論文内容により縦書きもありうる。

2 章構成、引用文献の表記などの投稿原稿の書式は、各分野の学会の慣例または論文の内容により柔軟に扱うものとする。

3 図表は各々番号を付け、原稿に添付する。図の説明は一括して別記する。挿入箇所を本文余白に指示する。

4 論文は刷り上り16ページを上限とする。これを上回るときは、あらかじめ委員会の了解を必要とする。

(研究倫理)

第8条 日本学術会議声明「科学者の行動規範について」に策定されている「科学者の行動規範—改訂版—」を厳守しなければならない。

附 則

この細則は、平成28年7月27日から施行する